

第88号（令和3年12月15日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

**【条例】**

- △ 横浜市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例【市民局市民情報課】 4

**【規則】**

- △ 横浜市中央卸売市場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【経済局中央卸売市場本場運営調整課】 5
- △ 横浜市中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則【経済局中央卸売市場本場運営調整課】 6
- △ 横浜市危険物規制規則の一部を改正する規則【消防局保安課】 9
- △ 横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則【会計室会計管理課】 10

**【告示】**

- △ 横浜市財政事情及び公営企業の業務状況の公表【財政局財政課】 11
- △ 横浜市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 12
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 13
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 15
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 16
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 18
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 20
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】 21
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】 22
- △ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】 23
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 25
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】 30
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 31
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】 34
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更【健康福祉局医療援助課】 35
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止【健康福祉局医療援助課】 36
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定【健康福祉局医療援助課】 37
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新【健康福祉局医療援助課】 38
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更【健康福祉局医療援助課】 39
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の廃止【健康福祉局医療援助課】 40
- △ 地籍調査の実施【環境創造局地籍調査課】 41
- △ 建設発生土搬入整理券売払代金の収納事務の委託【港湾局新本牧事業推進課】 42

△ 横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】	43
[公告]	
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	44
△ 市有財産の貸付けに関する一般競争入札の施行【経済局消費経済課】	46
△ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】	49
△ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	50
△ 公園の区域の変更【環境創造局公園緑地管理課】	51
△ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	52
△ 排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】	53
△ 廃物の認定【資源循環局街の美化推進課】	54
△ 市有財産への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札の施行【資源循環局処分地管理課】	55
△ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】	58
△ 建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】	59
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	60
△ 同【建築局調整区域課】	61
△ 同【建築局調整区域課】	62
△ 同【建築局調整区域課】	63
△ 同【建築局調整区域課】	64
△ 同【建築局調整区域課】	65
△ 同【建築局調整区域課】	66
△ 同【建築局調整区域課】	67
△ 同【建築局調整区域課】	68
△ 同【建築局調整区域課】	69
△ 同【建築局調整区域課】	70
△ 同【建築局調整区域課】	71
△ 同【建築局調整区域課】	72
△ 同【建築局調整区域課】	73
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	74
△ 同【建築局調整区域課】	75
△ 同【建築局調整区域課】	76
△ 同【建築局調整区域課】	77
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	78
△ 同【建築局建築指導課】	79
△ 同【建築局建築指導課】	80
[達]	
△ 事務所等において常時必要とする経費の指定に関する規程の一部改正【会計室会計管理課】	81
[区公告]	
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【青葉区総務課】	82
△ 同【都筑区総務課】	83
△ 市有財産への自動販売機設置に関する一般競争入札の施行【緑区総務課】	86
[市選挙管理委員会]	
△ 直接請求に必要な選挙権を有する者の数【選挙課】	89
[区選挙管理委員会]	
△ 委員の補欠【鶴見区】	91

△ 委員長等の氏名【鶴見区】	92
△ 同 【港北区】	93
△ 同 【緑区】	94
△ 同 【青葉区】	95
△ 同 【都筑区】	96
[職員共済組合]	
△ 横浜市職員共済組合理事の就職【職員共済課】	97
[その他]	
△ 電子署名に用いる証明書【議会局総務課】	98

---

## 条 例

---

横浜市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月15日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第50号

横浜市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項」に改め、同条第5項中「行政機関個人情報保護法第2条第4項」を「個人情報保護法第2条第3項」に改める。

第4条中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報保護法第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

---

規 則

---

横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期 日 を 定 め  
る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長      山      中      竹      春

横 浜 市 規 則 第 67 号

横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期  
日 を 定 め る 規 則

横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 （ 令 和 3 年 10 月 横  
浜 市 条 例 第 41 号 ） は 、 令 和 3 年 12 月 15 日 か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市中心卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月15日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第68号

横浜市中心卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市中心卸売市場条例施行規則（令和2年6月横浜市規則第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第7条第1項」を「第7条」に改め、同条第2項を削る。

別表第1本場の項中

「

水産物部	50億円未満	3,000万円
	50億円以上100億円未満	6,600万円
	100億円以上200億円未満	1億5,000万円
	200億円以上300億円未満	2億7,000万円
	300億円以上400億円未満	3億6,000万円
	400億円以上500億円未満	4億5,000万円
	500億円以上700億円未満	6億円
	700億円以上1,000億円未満	7億5,000万円
	1,000億円以上	12億円
鳥卵部	5億円未満	100万円
	5億円以上10億円未満	150万円
	10億円以上	450万円

」

を

「

水産物部	50億円未満	3,000万円
	50億円以上100億円未満	6,600万円
	100億円以上200億円未満	1億5,000万円
	200億円以上300億円未満	2億7,000万円
	300億円以上400億円未満	3億6,000万円

	400億円以上500億円未満	4億5,000万円
	500億円以上700億円未満	6億円
	700億円以上1,000億円未満	7億5,000万円
	1,000億円以上	12億円

に改める。

別表第2本場の項中

水産物部	50億円未満	300万円
	50億円以上100億円未満	400万円
	100億円以上200億円未満	800万円
	200億円以上300億円未満	1,200万円
	300億円以上400億円未満	1,600万円
	400億円以上500億円未満	2,000万円
	500億円以上	2,400万円
鳥卵部	4億円未満	120万円
	4億円以上8億円未満	200万円
	8億円以上12億円未満	300万円
	12億円以上	400万円

を

水産物部	50億円未満	300万円
	50億円以上100億円未満	400万円
	100億円以上200億円未満	800万円
	200億円以上300億円未満	1,200万円
	300億円以上400億円未満	1,600万円
	400億円以上500億円未満	2,000万円
	500億円以上	2,400万円

に改める。

別表第7本場の項中

「

青果部	月額	税抜き卸売金額（当該月における 税抜き卸売金額をいう。以下同じ 。）の1,000分の2.5
水産物部	同	同
鳥卵部	同	税抜き卸売金額の1,000分の1

を

」

「

青果部	月額	税抜き卸売金額（当該月における 税抜き卸売金額をいう。以下同じ 。）の1,000分の2.5
水産物部	同	同

に、

」

「

青果物（漬物を含む。）	10キログラムにつき	2円
水産物	同	4円
鳥卵物	同	4円

を

」

「

青果物（漬物を含む。）	10キログラムにつき	2円
水産物	同	4円

に改め、

」

「・鳥卵部」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



横浜市危険物規制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月15日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第69号

横浜市危険物規制規則の一部を改正する規則

横浜市危険物規制規則（昭和59年3月横浜市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を削り、同条第2項中「署長は、前項の規定による申請を承認した」を「所轄消防署長は、法第10条第1項ただし書の規定による承認をした」に改め、同項を同条とする。

第22条中「第3条第1項及び危険物規則」を「危険物規則第1条の6及び」に改める。

第23条第3項中「及び実務経験証明書（第30号様式）」を削る。

様式目次中「第1号様式 危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書（第3条第1項）」を「第1号様式 削除」に、「第3条第2項」を「第3条」に改め、「第30号様式 実務経験証明書（第23条第3項）」を削る。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式 削除

第2号様式中「第3条第2項」を「第3条」に改める。

第30号様式を削る。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月15日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第70号

横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則

横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第99条を次のように改める。

（指定納付受託者の指定に係る報告）

第99条 局長は、法第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者の指定をした場合は、当該指定納付受託者が行う納付事務のうち必要な事項を会計管理者に報告しなければならない。

第124条第1項第47号中「円貨両替手数料」を「手数料」に改め、同項第47号の2を次のように改める。

(47)の2 郵便貯金銀行において払込取扱票により支払う経費  
附 則

この規則中、第124条第1項第47号及び第47号の2の改正規定は公布の日から、第99条の改正規定は令和4年1月4日から施行する。

---

## 告 示

---

横 浜 市 告 示 第 645 号

横 浜 市 財 政 事 情 及 び 公 営 企 業 の 業 務 状 況 の 公 表

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 243 条 の 3 第 1 項 、 横 浜 市 財 政 事 情 の 公 表 に 関 す る 条 例 ( 昭 和 39 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 21 号 ) 及 び 横 浜 市 将 来 に わ た る 責 任 あ る 財 政 運 営 の 推 進 に 関 す る 条 例 ( 平 成 26 年 6 月 横 浜 市 条 例 第 29 号 ) 並 び に 地 方 公 営 企 業 法 ( 昭 和 27 年 法 律 第 292 号 ) 第 40 条 の 2 、 横 浜 市 病 院 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 ( 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 60 号 ) 、 横 浜 市 下 水 道 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 ( 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 61 号 ) 、 横 浜 市 埋 立 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 ( 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 62 号 ) 、 横 浜 市 水 道 事 業 及 び 工 業 用 水 道 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 ( 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 64 号 ) 及 び 横 浜 市 交 通 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 ( 昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 65 号 ) に 基 づ き 、 横 浜 市 財 政 事 情 及 び 公 営 企 業 の 業 務 状 況 を 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市告示第 646 号

横浜市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和3年12月15日

横浜市長 山中竹春

1 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成21年2月横浜市告示第43号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和3年4月1日	学校法人八洲学園	西区桜木町7丁目42番地	(新)平成20年1月1日から令和8年3月31日まで
			(旧)平成20年1月1日から平成33年3月31日まで
令和3年10月1日	学校法人横濱訓盲学院	中区竹之丸181番地	(新)平成20年1月1日から令和3年5月22日まで及び令和3年10月1日から令和8年9月30日まで
			(旧)平成20年1月1日から平成33年5月22日まで

2 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成28年3月横浜市告示第138号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和3年7月8日	特定非営利活動法人WE21ジャパン	(新)保土ヶ谷区天王町1丁目1番地の1	平成27年7月16日から令和7年7月15日まで
		(旧)中区山下町70番地	

横浜市告示第 647 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和3年12月15日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和3年9月1日	オーブ薬局戸塚店	戸塚区戸塚町 3,842番地
令和3年9月7日	谷口歯科医院	旭区中白根四丁目16番14号
令和3年10月1日	横浜いずみ泌尿器科	中区初音町3丁目63番地の3
同	みらい在宅クリニック金沢	金沢区能見台四丁目4番地の22
同	田奈あおば薬局	青葉区田奈町77番地の80
同	リーフファーマシー横浜都筑店	都筑区大丸8番10号
同	港北ハートクリニック	都筑区茅ヶ崎中央1番2号
同	さかえ小磯診療所	栄区笠間四丁目10番3号
令和3年11月1日	ことぶき薬局戸部店	西区西前町2丁目46番地
同	あおぞら薬局	西区中央一丁目28番13号
同	福田皮ふ科クリニック	西区藤棚町1丁目120番地
同	スリーアイ薬局弘明寺店	南区大橋町3丁目67番地の1
同	横浜弘明寺メンタルクリニック	南区大橋町3丁目67番地の1
同	加藤薬局上大岡店	港南区最戸一丁目14番25号
同	松本医院	港南区最戸一丁目14番31号

同	薬局 マツモトキョシ 杉田駅前店	磯子区杉田一丁目16 番11号
同	フォレスト薬局	港北区高田東四丁目 23番17-2号
同	新羽くわもと消化器 内科クリニック	港北区新羽町 1,686 番地の1
同	ココカラファイン薬 局 鴨居駅前店	緑区鴨居一丁目9番 8号
同	陽だまりクリニック 美しが丘	青葉区美しが丘二丁 目15番地の4
同	きよらか薬局 仲町台 店	都筑区仲町台一丁目 2番20号
同	医療法人社団横浜歯 友会 戸塚駅前内藤歯 科	戸塚区戸塚町13番地
同	医療法人社団湘南薫 風会 大船こどもとお となのクリニック	栄区笠間二丁目2番 1号

2 指定訪問看護事業者

指定年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	訪問看護ステ ーション等の 名称	訪問看護ステ ーション等の 所在地
令和3年 10月1日	株式会社 在宅看護センター横浜	港南区上大岡西二丁目 10番29号	訪問看護リハビリステーション 戸塚	戸塚区矢部町 29番地
同	合同会社 はらび	戸塚区矢部町 1,959 番 地の72	訪問看護リハビリステーション 翼	泉区中田東三 丁目18番4号

横浜市告示第 648 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和3年12月15日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和3年9月1日	阿部直子	鍼灸マッサージ N a o	青葉区市ケ尾町54 1番地の14
令和3年10月1日	横田一仁	駅前のふくろう 整骨院	神奈川区白楽4番 地の12
令和3年11月1日	今井孝	鴨居よつば鍼灸 マッサージ院	緑区鴨居一丁目7 番4号
令和3年12月1日	石田直也	きくな鍼灸マッ サー治療院	神奈川区西寺尾二 丁目24番2号
同	飛田浩	リーフマッサー 治療院横浜南 店	南区東蒔田町17番 地の2
同	杉本英雄	アマーレ治療院	南区万世町1丁目 1番地
同	荻野匡俊	こもれび整骨院	南区六ツ川一丁目 50番地の20
同	陣内ゆり	同	同
同	荻野匡俊	こもれび鍼灸治 療院	南区六ツ川一丁目 50番地の20
同	和田俊介	快・訪問鍼灸マ ッサージ治療院	保土ヶ谷区和田一 丁目10番5-1号
同	津田隆司	マッサージのぞ み治療院	旭区鶴ヶ峰一丁目 9番地の19
同	藤平裕章	開設なし	都筑区高山6番11 号
同	臼居歩美	あすなろ鍼灸マ ッサージ治療院	戸塚区柏尾町963 番地の1
同	村井数弘	同	同

横浜市告示第 649 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年12月15日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
令和元年 11月25日	(新)若葉台歯科医院	旭区若葉台四丁目12番
	(旧)医療法人社団若葉台歯科医院	
令和3年 10月1日	(新)医療法人徳洲会日野病院	港南区日野三丁目9番3号
	(旧)医療法人沖縄徳洲会日野病院	

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和3年 7月1日	株式会社ウエルケアサポート	(新)鶴見区佃野町27番20号	訪問看護ステーション快	鶴見区佃野町27番20号
		(旧)鶴見区駒岡三丁目3番23号		
令和3年 9月1日	株式会社NEXTFLOW	(新)都筑区仲町台一丁目2番20号	ネクスト訪問看護ステーションつるみ	鶴見区鶴見中央二丁目2番4号
		(旧)東京都港区芝5丁目16番5号		
同	株式会社NEXTFLOW	(新)都筑区仲町台一丁目2番20号	NEXTFLOW	都筑区仲町台一丁目2番20号
		(旧)東京都港区芝5丁目		



		16番5号		
令和3年 10月1日	医療法人社 団健志会	鶴見区下末 吉六丁目3 番25号	(新)ULU訪問 看護ステーション	神奈川区神奈 川二丁目15番 地の2
			(旧)よつ葉訪問 看護リハビリ ステーション	
同	医療法人社 団健志会	鶴見区下末 吉六丁目3 番25号	(新)ULU訪問 看護ステーション東神奈川	神奈川区神奈 川二丁目15番 地の2
			(旧)ふれーず訪 問看護ステー ション	
同	医療法人社 団健志会	鶴見区下末 吉六丁目3 番25号	(新)ULU訪問 看護ステーション保土ヶ谷	南区永田東一 丁目4番4号
			(旧)ふれーず訪 問看護ステー ション井土ヶ 谷	

横 浜 市 告 示 第 650 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年12月15日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和2年 4月1日	竹内幸司	リーフマッサー ジ治療院横浜南 店	(新)南区東蒔田町17 番地の2
			(旧)南区中里一丁目 2番8号
令和3年 2月5日	長岡大輔	(新)きばらし鍼灸 マッサージ	中区錦町17番地
		(旧)開設なし	
令和3年 3月1日	江幡圭史	(新)開設なし	(新)神奈川区片倉一 丁目17番12号
		(旧)はり、きゅう 、あん摩マッサー ージ指圧ひまわ り治療院都筑	(旧)都筑区大丸3番 22号
令和3年 6月17日	内藤信一	(新)ヒロ訪問マッ サー	(新)戸塚区南舞岡三 丁目1番17号
		(旧)はり、きゅう 、あん摩マッサー ージ指圧ひまわ り治療院都筑	(旧)都筑区大丸3番 22号
令和3年 8月2日	平林幸二	(新)さくら接骨院 希望が丘院	(新)旭区中希望が丘 101番地
		(旧)ひだまり整骨 院	(旧)瀬谷区三ツ境10 番地の3
令和3年 10月1日	大岡剛	葉月うしおだ整 骨院	(新)鶴見区潮田町3 丁目143番地の5
			(旧)鶴見区潮田町3 丁目142番地の8
令和3年 10月23日	石神洋次	(新)訪問はりきゅう うたんぽぽ治療	(新)青葉区青葉台二 丁目2番地の22

		院	
		(旧) 訪問鍼灸院 たんぽぽ治療院	(旧) 緑区霧が丘二丁目 8 番地の 7
同	中村考志	(新) 訪問はりきゅうたんぽぽ治療院	(新) 青葉区青葉台二丁目 2 番地の 22
		(旧) 訪問鍼灸院 たんぽぽ治療院	(旧) 緑区霧が丘二丁目 8 番地の 7
同	澁谷浩幸	(新) 訪問はりきゅうたんぽぽ治療院	(新) 青葉区青葉台二丁目 2 番地の 22
		(旧) 訪問鍼灸院 たんぽぽ治療院	(旧) 緑区霧が丘二丁目 8 番地の 7
令和3年 10月29日	市川績雪	(新) はり・きゅうの谷の治療院	(新) 戸塚区吉田町 1, 868 番地の 37
		(旧) あすなろ鍼灸マッサージ治療院	(旧) 戸塚区柏尾町 96 3 番地の 1
令和3年 11月1日	高橋光義	(新) まごころ鍼灸マッサージ治療院 横浜港南営業所	(新) 港南区下永谷五丁目 80 番 28 号
		(旧) 株式会社アメニティーサービス鍼灸マッサージ院	(旧) 戸塚区前田町 50 1 番地

横浜市告示第 651 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年12月15日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和3年2月28日	カトウ薬局東口店	戸塚区矢部町17番地
令和3年8月31日	大石歯科	神奈川区片倉一丁目30番1号
令和3年9月6日	谷口歯科医院	旭区中白根四丁目16番14号
令和3年9月30日	横浜いずみ泌尿器科	中区初音町3丁目63番地の3
同	村岡医院	旭区鶴ヶ峰二丁目73番地
同	みらい在宅クリニック金沢	金沢区能見台通33番20号
同	テンミョウ薬局田奈店	青葉区田奈町77番地の80
同	港北ハートクリニック	都筑区葛が谷10番3号
同	栄小磯診療所	栄区笠間四丁目10番3号
令和3年10月31日	あさひ薬局鶴ヶ峰店	旭区鶴ヶ峰二丁目67番地の8
同	和泉たてば薬局	泉区中田北一丁目1番1号

2 廃止訪問看護事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和3年10月6日	株式会社メディアプラス	西区みなとみらい二丁目3番5号	タツミ訪問看護ステーション戸塚	戸塚区矢部町2,062番地

横浜市告示第 652 号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年12月15日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	氏名	名称	所在地
令和元年 9月30日	古谷直樹	はり、きゅう、 あん摩マッサー ジ指圧ひまわり 治療院都筑	都筑区大丸3番22号
令和2年 11月1日	米山剛	同	同
令和3年 3月31日	柴田貴宣	レイス治療院横 浜金沢	金沢区能見台通3番6号
令和3年 10月8日	飛塚峻介	株式会社ヘルス アンドソーシャ ルケア事業団さ くら訪問マッサー ージ	神奈川区沢渡1番地の2
令和3年 10月31日	水野美香	みずの治療室	神奈川区西神奈川一丁目20番地の1

横浜市告示第 653 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和3年12月15日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

辞退年月日	名 称	所在地
令和3年11月15日	都筑耳鼻咽喉科クリニック	都筑区牛久保一丁目2番9号

横浜市告示第 654 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和3年12月15日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年9月1日	有限会社すみれメディアカル	都筑区茅ヶ崎中央2番1号	若葉薬局	緑区長津田五丁目4番1号

2 居宅介護事業者（認知症対応型共同生活介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年11月1日	株式会社よこはま夢倶楽部	青葉区荏田西三丁目30番地の4	株式会社よこはま夢倶楽部グループホーム夢美	青葉区もえぎ野10番地の28
同	同	同	株式会社よこはま夢倶楽部グループホーム夢感	青葉区もえぎ野10番地の119
同	同	同	株式会社よこはま夢倶楽部グループホーム夢観	都筑区荏田南三丁目14番1号

3 介護予防事業者（介護予防認知症対応型共同生活介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和3年11月1日	株式会社よこはま夢倶楽部	青葉区荏田西三丁目30番地の4	株式会社よこはま夢倶楽部グループホーム夢美	青葉区もえぎ野10番地の28
同	同	同	株式会社よこはま夢倶楽部グループホーム夢感	青葉区もえぎ野10番地の119

同	同	同	株式会社よこ はま夢倶楽部 グループホー ム夢観	都筑区荏田南 三丁目14番1 号
---	---	---	-----------------------------------	------------------------



横浜市告示第 655 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年12月15日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年10月1日	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	西区桜木町6丁目31番地	(新)横浜市福祉サービス協会 介護事務所	(新)中区扇町2丁目5番地の15
			(旧)横浜市福祉協会 関内第二介護事務所	(旧)中区尾上町3丁目35番地
令和3年11月1日	SZD商事株式会社	鶴見区馬場七丁目16番16号	ホームヘルパー ステーション 寿	(新)泉区上飯田町2,670番地
				(旧)旭区鶴ヶ峰本町一丁目27番7号

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年9月1日	株式会社NEXTFLOW	(新)都筑区仲町台一丁目2番20号	ネクスト訪問看護ステーションつるみ	鶴見区鶴見中央二丁目2番4号
		(旧)東京都港区芝5丁目16番5号		
同	同	(新)都筑区仲町台一丁目2番20号	NEXTFLOW	都筑区仲町台一丁目2番20号
		(旧)東京都港区芝5丁目16番5号		
令和3年10月1日	医療法人社団健志会	鶴見区下末吉六丁目3番25号	(新)ULU訪問看護ステーション東神奈川	神奈川区神奈川二丁目15番地の2
			(旧)ふれーず訪問看護ステーション	
同	同	同	(新)ULU訪問看護ステーション	同

			ョン	
			(旧)よつ葉訪問看護リハビリステーション	
同	同	同	(新)U L U訪問看護ステーション保土ヶ谷 (旧)ふれーず訪問看護ステーション井土ヶ谷	南区永田東一丁目4番4号

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成29年10月23日	有限会社西が岡薬局	泉区西が岡二丁目12番地の1	イズミ薬局	(新)泉区和泉中央北四丁目1番5号 (旧)泉区和泉町3,740番地
令和2年10月19日	株式会社鈴木薬局	埼玉県上尾市本町5丁目13番27号	アイル薬局	(新)保土ヶ谷区西谷三丁目24番2号 (旧)保土ヶ谷区西谷町889番地
同	有限会社フロムサーティ	東京都町田市新金森東1丁目5番31号	ドリーム薬局西谷店	(新)保土ヶ谷区西谷四丁目1番7号 (旧)保土ヶ谷区西谷町1,229番地の1
令和3年1月1日	クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目1番1号	(新)さくら薬局横浜二俣川1丁目店 (旧)サン薬局	旭区二俣川1丁目45番地の53
令和3年9月1日	医療法人社団碧水クリニック	南区白妙町2丁目7番地	(新)碧水脳神経クリニック (旧)碧水脳神経外科クリニック	南区白妙町2丁目7番地

4 居宅介護事業者（通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年11月1日	株式会社木下の介護	東京都新宿区西新宿6丁目5番1号	木下の介護上大岡	(新)港南区日野六丁目11番3号 (旧)港南区大久保三丁目5番

53号

5 居宅介護事業者（認知症対応型共同生活介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年9月13日	プラウドライフ株式会社	(新)川崎市川崎区砂子1丁目2番地の4 (旧)西区北幸二丁目8番4号	グループホームはなことば丘の上ホーム	神奈川区菅田町2,723番地の2

6 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和元年8月1日	合同会社おひさまの家	港南区芹が谷五丁目34番12号	居宅介護支援事業所ハーモニー	(新)港南区芹が谷五丁目55番2号
				(旧)港南区芹が谷五丁目34番12号
令和3年10月1日	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	西区桜木町6丁目31番地	(新)横浜市福祉サービス協会 介護事務所	(新)中区扇町2丁目5番地の15
			(旧)横浜市福祉サービス協会 関内第二介護事務所	(旧)中区尾上町3丁目35番地

7 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和3年9月1日	株式会社NEXT FLOW	(新)都筑区仲町台一丁目2番20号	ネクスト訪問看護ステーション つるみ	鶴見区鶴見中央二丁目2番4号
		(旧)東京都港区芝5丁目16番5号		
同	同	(新)都筑区仲町台一丁目2番20号	NEXT FLOW	都筑区仲町台一丁目2番20号
		(旧)東京都港区芝5丁目16番5号		
令和3年10月1日	医療法人社団 健志会	鶴見区下末吉六丁目3番25号	(新)ULU訪問看護ステーション 東神奈川	神奈川区神奈川二丁目15番地の2
			(旧)ふれーず訪問看護ステーション	

			ション	
同	同	同	(新)ULU訪問看護ステーション (旧)よつ葉訪問看護リハビリステーション	同
同	同	同	(新)ULU訪問看護ステーション保土ヶ谷 (旧)ふれーず訪問看護ステーション井土ヶ谷	南区永田東一丁目4番4号

8 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成29年10月23日	有限会社西が岡薬局	泉区西が岡二丁目12番地の1	イヅミ薬局	(新)泉区和泉中央北四丁目1番5号
				(旧)泉区和泉町3,740番地
令和2年10月19日	株式会社鈴木薬局	埼玉県上尾市本町5丁目13番27号	アイル薬局	(新)保土ヶ谷区西谷三丁目24番2号
				(旧)保土ヶ谷区西谷町889番地
同	有限会社フロムサーティ	東京都町田市金森東1丁目5番31号	ドリーム薬局西谷店	(新)保土ヶ谷区西谷四丁目1番7号
				(旧)保土ヶ谷区西谷町1,229番地の1
令和3年1月1日	クラブト株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目1番1号	(新)さくら薬局横浜二俣川1丁目店 (旧)サン薬局	旭区二俣川1丁目45番地の53
令和3年9月1日	医療法人社団碧水クリニック	南区白妙町2丁目7番地	(新)碧水脳神経クリニック (旧)碧水脳神経外科クリニック	南区白妙町2丁目7番地

9 介護予防事業者（介護予防認知症対応型共同生活介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和3年9月13日	クラウドラィフ株式会社	(新)川崎市川崎区砂子1	グループホームはなことば	神奈川区菅田町2,723番地

	社	丁目2番地の4	丘の上ホーム	の2
		(旧)西区北幸二丁目8番4号		

10 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業者の名称	介護予防・日常生活支援総合事業者の所在地
令和3年10月1日	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	西区桜木町6丁目31番地	(新)横浜市福祉サービス協会 介護事務所	(新)中区扇町2丁目5番地の15
			(旧)横浜市福祉サービス協会 関内第二介護事務所	(旧)中区尾上町3丁目35番地
令和3年11月1日	SZD商事株式会社	鶴見区馬場七丁目16番16号	ホームヘルパーステーション寿	(新)泉区上飯田町2,670番地
				(旧)旭区鶴ヶ峰本町一丁目27番7号

11 介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業者の名称	介護予防・日常生活支援総合事業者の所在地
令和元年11月1日	株式会社木下の介護	東京都新宿区西新宿6丁目5番1号	木下の介護上大岡	(新)港南区日野六丁目11番3号
				(旧)港南区大久保三丁目5番53号

横浜市告示第 656 号

生活保護法に基づく指定介護機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和3年12月15日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問看護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年10月31日	有限会社就実	神奈川県松見町1丁目11番地の2	訪問看護ステーション四季楽	神奈川県松見町1丁目11番地の2

2 居宅介護支援事業者

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和3年9月30日	株式会社桜会	戸塚区舞岡町3,626番地の1	桜会居宅介護支援事業所港南	港南区笹下二丁目1番11号
令和3年11月1日	テルウェル東日本株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目14番9号	テルウェル東日本戸塚ケアプランセンタ	戸塚区戸塚町3,929番地

3 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和3年10月31日	有限会社就実	神奈川県松見町1丁目11番地の2	訪問看護ステーション四季楽	神奈川県松見町1丁目11番地の2

横浜市告示第 657 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年12月15日

横浜市長 山中竹春

1 介護保険施設（介護老人保健施設）

廃止年月日	名称	所在地
令和3年9月30日	介護老人保健施設ゆめが丘	泉区和泉町 1,202 番地

2 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年10月31日	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブたすけあい皆人	保土ヶ谷区峰岡町1丁目3番地の3	NPO法人ワーカーズたすけあい皆人	保土ヶ谷区峰岡町1丁目3番地の3

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年7月31日	有限会社おひさま薬局	都筑区中川一丁目15番8号	有限会社おひさま薬局	都筑区中川一丁目15番8号
令和3年8月6日	日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	日本調剤ランドマーク薬局	西区みなとみらい二丁目2番1号
令和3年9月30日	医療法人社団村岡医院	旭区鶴ヶ峰二丁目73番地	村岡医院	旭区鶴ヶ峰二丁目73番地

4 居宅介護事業者（通所介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年9月30日	社会福祉法人みどり共生会	緑区鴨居七丁目19番1号	ケアセンターメゾンヴェルト	緑区鴨居七丁目19番1号
令和3年10月31日	株式会社らいふ	東京都品川区東五反田1丁目25番11号	デイサービスセンター愛・遊らいふ・遊	旭区本宿町66番地の2

5 居宅介護事業者（通所リハビリテーション）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年9月30日	医療法人沖縄徳洲会	沖縄県島尻郡八重瀬外間80番地	介護老人保健施設ゆめが丘	泉区和泉町1, 202番地

6 居宅介護事業者（短期入所療養介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年9月30日	医療法人沖縄徳洲会	沖縄県島尻郡八重瀬外間80番地	介護老人保健施設ゆめが丘	泉区和泉町1, 202番地

7 居宅介護事業者（特定施設入居者生活介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年9月30日	株式会社あすか	鶴見区生麦五丁目10番21号	横浜シティハイツあすか	鶴見区生麦五丁目10番21号

8 居宅介護支援事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和3年10月31日	株式会社みとみ	保土ケ谷区藤塚町25番7号	M'Sケア	保土ケ谷区藤塚町17番1号
同	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブたすけあい皆人	保土ケ谷区峰岡町1丁目3番地の3	NPO法人ワーカーズたすけあい皆人	保土ケ谷区峰岡町1丁目3番地の3

9 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和3年7月31日	有限会社おひさま薬局	都筑区中川一丁目15番8号	有限会社おひさま薬局	都筑区中川一丁目15番8号
令和3年8月6日	日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	日本調剤ランドマーク薬局	西区みなとみらい2丁目2番1号
令和3年9月30日	医療法人社団村岡医院	旭区鶴ヶ峰二丁目73番地	村岡医院	旭区鶴ヶ峰二丁目73番地

10 介護予防事業者（介護予防通所リハビリテーション）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和3年	医療法人沖	沖縄県島尻	介護老人保健	泉区和泉町1,



9月30日	縄徳洲会	郡八重瀬町 外間80番地	施設ゆめが丘	202番地
-------	------	-----------------	--------	-------

11 介護予防事業者（介護予防短期入所療養介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和3年 9月30日	医療法人沖 縄徳洲会	沖縄県島尻 郡八重瀬町 外間80番地	介護老人保健 施設ゆめが丘	泉区和泉町1, 202番地

12 介護予防事業者（介護予防特定施設入居者生活介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和3年 9月30日	株式会社あ すか	鶴見区生麦 五丁目10番 21号	横浜シティハ イムあすか	鶴見区生麦五 丁目10番21号

横浜市告示第 658 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定した。

令和3年12月15日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年10月1日	訪問看護リハビリステーション翼	泉区中田東三丁目18番4号	訪問看護
令和3年11月1日	医療法人社団成仁会市ケ尾病院	青葉区市ケ尾町23番地の1	病院又は診療所
令和3年12月1日	小山台クリニック	栄区小山台二丁目47番17号	同
同	横浜市歯科保健医療センター	中区相生町6丁目10番7番地	同
同	あおぞら薬局	西区中央一丁目28番13号	薬局
同	スリーアイ薬局弘明寺店	南区大橋町3丁目67番地の1	同
同	あすか薬局白百合店	泉区白百合一丁目1番8号	同
同	薬局マツモトキョシ杉田駅前店	磯子区杉田一丁目16番11号	同
同	リーフファーマシー横浜都筑店	都筑区大丸8番10号	同
同	ことぶき薬局戸部店	西区西前町2丁目46番地	同

横浜市告示第 659 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年12月15日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年10月1日	(新) U L U 訪問看護ステーション東神奈川	神奈川区神奈川二丁目15番地の2	訪問看護
	(旧) ふれーず訪問看護ステーション		
同	(新) U L U 訪問看護ステーション保土ヶ谷	南区永田東一丁目4番4号	同
	(旧) ふれーず訪問看護ステーション井土ヶ谷		

横浜市告示第 660 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

令和3年12月15日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年10月6日	タツミ訪問看護ステーション戸塚	戸塚区矢部町 2,062番地	訪問看護

横浜市告示第 661 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として、次のとおり指定した。

令和3年12月15日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年12月1日	アイン薬局横浜南店	金沢区六浦東一丁目21番1号	薬局
同	大信薬局たまプラザ店	青葉区美しが丘二丁目17番地の2	同
同	セントラル薬局	青葉区藤が丘二丁目29番地の10	同
同	リーフファーマシー横浜都筑店	都筑区大丸8番10号	同
同	ななほし薬局ゆめが丘店	泉区下飯田町818番地の3	同

横浜市告示第 662 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和3年12月15日

横浜市長 山中竹春

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年12月1日	横浜市福祉サービス協会訪問看護ステーションにし	西区桜木町6丁目31番地	訪問看護
令和4年2月1日	ダイエー十日市場店薬局	緑区十日市場町818番地の2	薬局

横浜市告示第 663 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から、次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年12月15日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年 11月1日	(新)日本調剤二俣川駅前薬局	旭区二俣川1丁目6番地の1	薬局
	(旧)二俣川薬局		
同	(新)なの花薬局新羽駅前店	港北区新羽町 1,690番地の1	同
	(旧)新羽調剤薬局駅前店		
同	(新)徳陽調剤薬局	栄区笠間一丁目1番1号	同
	(旧)ユキ調剤薬局大船駅前店		
令和3年 12月1日	(新)れんげ薬局横浜日吉店	港北区日吉五丁目13番4号	同
	(旧)ふくにし薬局日吉店		

横 浜 市 告 示 第 664 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め  
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 育 成 医 療 ・ 更 生  
 医 療 ) の 廃 止

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 ( 平 成 17 年 法 律 第 123 号 ) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 育 成 医 療 ・ 更 生 医 療 ) か ら 、 次 の と お り 業 務 を 廃 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成28年9月30日	タツミ訪問看護ステーション日吉	港北区日吉本町五丁目67番6号	訪問看護
令和3年10月31日	あさひ薬局鶴ヶ峰店	旭区鶴ヶ峰二丁目67番地の8	薬局
令和3年10月31日	和泉たてば薬局	泉区中田北一丁目1番1号	同



横 浜 市 告 示 第 665 号

地 籍 調 査 の 実 施

国 土 調 査 法 （ 昭 和 26 年 法 律 第 180 号 ） 第 6 条 の 4 第 1 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 次 の よ う に 地 籍 調 査 を 行 う 。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 事 業 計 画 が 策 定 さ れ た 年 月 日  
令 和 2 年 6 月 23 日 策 定 、 令 和 3 年 3 月 23 日 及 び 令 和 3 年 11 月 25  
日 変 更
- 2 調 査 を 行 う 者 の 名 称  
横 浜 市
- 3 調 査 地 域  
金 沢 区 釜 利 谷 東 三 丁 目 及 び 釜 利 谷 東 四 丁 目 の 各 一 部
- 4 調 査 期 間  
令 和 3 年 4 月 15 日 か ら 令 和 4 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第 666 号

建設発生土搬入整理券売払代金の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、建設発生土搬入整理券売払代金収納事務を次のとおり委託した。

令和3年12月15日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜港埠頭株式会社 代表取締役社長 伊 東 慎 介	中区山下町2番地	令和3年10月1日 から令和4年3月 31日まで

横浜市告示第 667 号

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示（平成 31 年 2 月横浜市告示第 102 号）の一部を次のように改正し、令和 3 年 12 月 21 日から施行する。

令和 3 年 12 月 15 日

横浜市長 山中竹春

第 5 項第 4 号イの表中

「

名 称	位 置	構 造	建 築 面 積 ( m <sup>2</sup> )	有 効 面 積 ( m <sup>2</sup> )
山下ふ頭 4 号上屋	中区山下町 山下ふ頭	鉄骨、波型長尺鉄板葺、平家	6,455	4,659

」

を

「

名 称	位 置	構 造	建 築 面 積 ( m <sup>2</sup> )	有 効 面 積 ( m <sup>2</sup> )
大黒ふ頭上屋事務所	鶴見区大黒ふ頭	鉄筋コンクリート、陸屋根、5 階建のうち	—	1,981
山下ふ頭 4 号上屋	中区山下町 山下ふ頭	鉄骨、波型長尺鉄板葺、平家	6,455	4,659

」

に改める。

公 告

横 浜 市 公 告 第 748 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年12月15日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ロイヤルホームセンター戸塚深谷  
戸塚区深谷町 1,051 番地の1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
S M F L みらいパートナーズ株式会社  
代表取締役 寺 田 達 朗  
東京都千代田区丸の内1丁目3番2号
- (3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	S M F L みらいパートナーズ株式会社 代表取締役 寺 田 達 朗 東京都千代田区大手町1丁目5番1号	S M F L みらいパートナーズ株式会社 代表取締役 寺 田 達 朗 東京都千代田区丸の内1丁目3番2号

- (4) 変更の年月日  
令和3年9月21日
- (5) 変更した理由  
設置者の住所変更のため

2 届出年月日

令和3年11月19日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10  
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 749 号

市有財産の貸付けに関する一般競争入札の施行  
次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年12月15日

契約事務受任者

横浜市経済局長 星 崎 雅 代

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有財産の貸付け

(2) 物件の所在等

所在地	地目	貸付面積 (㎡)
港南区上大岡西一丁目6番1号ゆめおおおおかオフイスタワー5階	宅地	143.00

(3) 最低貸付価格 (消費税別途)

月額 356,642 円

(4) 共益費 (消費税別途)

月額 128,000 円

(5) 貸付料と共益費の支払方法

本市が発行する納入通知書により、月ごとに本市が定める期日までに支払うこと。

(6) 貸付期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで (1回更新可)

(7) 貸付条件

市有財産の貸付公募実施要項 (港南区上大岡西一丁目建物) による。

2 応募資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。

(4) 横浜市暴力団排除条例 (平成23年横浜市条例第51号) 第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められない者、又は神奈川県暴力団排除条例 (平成22年神奈川県条例第75号) 第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないこと。

- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体でないこと。
- 3 市有財産の貸付公募実施要項（港南区上大岡西一丁目建物）の交付
    - (1) 交付期間  
令和3年12月15日から令和4年1月12日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から1月3日までを除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
    - (2) 交付場所  
中区本町6丁目50番地の10  
横浜市経済局市民経済労働部消費経済課（横浜市庁舎31階）  
電話 045(671)2584
- 4 応募方法
    - (1) 受付方法  
受付期間内に、必要書類を各1部用意し、受付場所まで持参又は郵送
    - (2) 受付期間  
令和3年12月22日から令和4年1月12日まで必着
    - (3) 受付時間  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）
    - (4) 受付場所  
〒231-0005  
中区本町6丁目50番地の10  
横浜市経済局市民経済労働部消費経済課（横浜市庁舎31階）
    - (5) 必要書類  
市有財産の貸付公募実施要項（港南区上大岡西一丁目建物）による。
- 5 応募者の資格審査
    - (1) 審査方法  
受付期間に申込を済ませた応募者を対象に提出書類を基に資格審査を行う。資格審査で全ての審査項目が適正とされた応募者を入札参加者とする。
    - (2) 審査項目  
市有財産の貸付公募実施要項（港南区上大岡西一丁目建物）による。
- 6 入札・開札
    - (1) 日時

令和4年1月27日午後2時

- (2) 場 所  
中区本町6丁目50番地の10  
横浜市庁舎31階 31-S03会議室

- (3) 入札保証金  
免除

- (4) 入札無効

次の入札は無効とする。

- ア 入札に参加する資格がない者の入札、又は委任状を提出しない代理人の入札  
イ 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札  
ウ 最低入札額に達しない入札をしたもの  
エ 同一の物件に2通以上の入札をしたもの  
オ 入札書に押印がなく、かつ「本件責任者及び担当者」の記載がない若しくは不備や訂正がある場合又は記載された担当者等の在籍が確認できない場合

- 7 契約保証金

落札した月額貸付料の12か月分に相当する金額とし、契約時まで、本市が発行する納入通知書により納付すること。

- 8 その他

詳細は市有財産の貸付公募実施要項（港南区上大岡西一丁目建物）による。



## 横 浜 市 公 告 第 750 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当  
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な  
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
鶴 見 区 下 末 吉 二 丁 目 1,035 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物

横浜市公告第 751 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月15日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位 置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
浅間台みはらし公園	西区浅間台 7番の5	別図のとおり 8,733 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和4年1月17日から令和4年3月31日まで
ワシン坂上公園	中区山手町 149番の3	別図のとおり 1,170 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和3年12月15日から令和4年3月31日まで
柳町公園	金沢区柳町 19番の3	別図のとおり 580 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和4年1月4日から令和4年3月31日まで

別図（省略）

横浜市公告第 752 号

公園の区域の変更

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月15日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位 置	変更に係る区域	面 積		変更年月日
			新	旧	
三ツ沢公園	神奈川区 三ツ沢西 町3番の 1	別図の とおり	286,294 m <sup>2</sup>	286,976 m <sup>2</sup>	令和3年 12月15日

別図（省略）

横 浜 市 公 告 第 753 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 3 年 11 月 1 日	10715	有 限 会 社 板 津 農 園	(新) 板 津 菊 雄	保 土 ヶ 谷 区 仏 向 町 1,048 番 地
			(旧) 板 津 博 史	

## 横 浜 市 公 告 第 754 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 （ 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ） 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
00786	喜 丸 工 業 有 限 会 社	戸 塚 区 戸 塚 町 4,577 番 地	令 和 3 年 8 月 13 日

横浜市公告第 755 号

廃物の認定

横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成3年9月横浜市条例第31号）第15条第1項の規定に基づき、次の放置自動車及び沈船等は、この公告を行った日から起算して10日を経過したときは、廃物として認定する。

令和3年12月15日

横浜市長 山中竹春

1 放置自動車

放置場所	車名
南区大岡一丁目	日産 マーチ
南区中村町	ダイハツ タント
磯子区東町	ホンダ PCX
都筑区早渕一丁目	スズキ グラストラッカー

2 沈船等

放置場所	船名
神奈川区神奈川一丁目	不明

横浜市公告第 756 号

市有財産への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年12月15日

契約事務受任者

横浜市資源循環局長 金澤 貞幸

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有財産への飲料自動販売機の設置

(2) 物件の所在等

物件番号	所在	施設名	貸付面積 (㎡)
4-07-001	泉区新橋町 1,553 番外	神明台処分地スポーツ施設（野球場脇及びサッカー場脇の2箇所建物外）	2.38

(3) 最低貸付料（年額）

物件番号 4-07-001 302,700 円

(4) 貸付期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

(5) 入札に付する条件

市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領による。

2 入札参加資格者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく一般競争参加及び指名停止の措置を受けていない者であること。又は、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、指名停止措置要綱別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。

(3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。

(4) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件（入札物件）に飲料（酒税法（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を除く。以下同じ。）等を販売する自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・

運営する事業」（以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。

- (5) 令和2年度及び令和3年度において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
  - (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
  - (7) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
  - (8) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）で規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条に違反した者でないこと。
- 3 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領の交付

(1) 交付期間

令和3年12月15日から令和4年1月25日まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 交付時間

午前8時45分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(3) 交付場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市資源循環局適正処理計画部処分地管理課（横浜市庁舎23階）

電話 045(671)2560

※ 横浜市役所ホームページ（次のアドレス）からダウンロードすることもできる。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2022/sonota/shigen/>

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和4年2月7日から令和4年2月10日まで

(2) 受付時間

午前8時45分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(3) 受付場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市資源循環局適正処理計画部処分地管理課（横浜市庁舎23階）

電話 045(671)2560

5 入札日時及び場所



令和4年2月24日午前10時

中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎23階 N-01会議室

6 入札保証金

免除

7 次の入札は無効とする。

(1) 第2項の資格条件を満たさない者が行った入札

(2) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領における入札要領第7条に定める入札

8 契約書作成の要否

横浜市が定める賃貸借契約書による契約書の作成を要する。

## 横 浜 市 公 告 第 757 号

建 築 協 定 認 可 に 係 る 建 築 協 定 書 の 縦 覧 及 び 公 開 に よ る 意  
見 の 聴 取 の 開 催

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 70 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ  
き、若草台B地区建築協定の認可申請があったので、次のとおり、  
同法第71条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法第  
72条第1項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧  
期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出な  
ければならない。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 縦 覧 期 間  
令 和 3 年 12 月 15 日 から 令 和 4 年 1 月 19 日 まで
- 2 縦 覧 場 所  
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10  
横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課
- 3 縦 覧 時 間  
午 前 9 時 から 午 後 5 時 まで
- 4 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 期 日  
令 和 4 年 1 月 31 日 午 後 4 時
- 5 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 場 所  
青 葉 区 市 ケ 尾 町 31 番 地 の 4  
横 浜 市 青 葉 区 役 所 4 階 405 会 議 室

横 浜 市 公 告 第 758 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 桜 台 住 宅 地 区 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示 が あ っ た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て  
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

## 横 浜 市 公 告 第 759 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 29 年 1 月 19 日 第 28 開 1318 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 千 代 田 区 永 田 町 2 丁 目 17 番 13 号  
東 京 都 市 開 発 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 木 船 雅 昭
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
戸 塚 区 原 宿 二 丁 目 529 番 の 22 、 529 番 の 27 か ら 529 番 の 31 ま で  
、 529 番 の 33 か ら 529 番 の 37 ま で 、 542 番 の 3 、 543 番 の 2 及 び  
543 番 の 3

## 横 浜 市 公 告 第 760 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 31 年 1 月 28 日 第 30 開 1126 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
横 須 賀 市 小 川 町 26 番 地 の 9  
株 式 会 社 建 新  
代 表 取 締 役 大 口 隆 弘
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 小 机 町 1,164 番 の 13 の 一 部 、 1,166 番 の 5 の 一 部 、 1,181 番 の 2 の 一 部 、 1,181 番 の 4 、 1,183 番 の 1 から 1,183 番 の 3 まで 、 1,185 番 の 2 、 1,185 番 の 3 、 1,186 番 の 2 の 一 部 、 1,186 番 の 3 の 一 部 、 1,186 番 の 4 、 1,186 番 の 5 、 1,186 番 の 8 、 1,186 番 の 9 、 1,187 番 の 3 から 1,187 番 の 14 まで 及 び 1,188 番 の 2 から 1,188 番 の 5 まで

## 横 浜 市 公 告 第 761 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 6 月 2 日 第 2020 開 1102 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
都 筑 区 茅 ヶ 崎 南 二 丁 目 23 番 14 号  
デ ッ ク ス 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 野 尻 英 樹
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 小 机 町 1,166 番 の 3 、 1,166 番 の 5 の 各 一 部 及 び 1,166  
番 の 6 か ら 1,166 番 の 14 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 762 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 12 月 17 日 第 2020 開 1313 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
青 葉 区 新 石 川 二 丁 目 4 番 地 の 12  
さ くら 地 所 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 大 須 賀 幹 雄
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
戸 塚 区 上 矢 部 町 2,175 番 の 1 の 一 部 、 2,175 番 の 6 、 2,175 番  
の 7 、 2,176 番 の 1 の 一 部 、 2,176 番 の 2 、 2,177 番 の 1 から 2,  
177 番 の 5 まで 、 2,178 番 の 1 、 2,178 番 の 3 、 2,178 番 の 4 、  
2,179 番 の 1 、 2,179 番 の 4 、 2,181 番 の 1 、 2,181 番 の 3 から  
2,181 番 の 5 まで 、 2,182 番 の 1 の 一 部 、 2,182 番 の 4 、 2,183  
番 の 一 部 及 び 2,183 番 の 2 の 一 部

## 横 浜 市 公 告 第 763 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 3 年 3 月 2 日 第 2020 開 1412 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
相 模 原 市 中 央 区 富 士 見 2 丁 目 8 番 8 号  
住 宅 情 報 館 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 黒 羽 秀 朗
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
瀬 谷 区 阿 久 和 南 四 丁 目 4 番 の 1 及 び 4 番 の 40 から 4 番 の 47 ま で



## 横 浜 市 公 告 第 764 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 3 年 3 月 17 日 第 2020 開 1809 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
藤 沢 市 藤 沢 545 番 地 の 69  
株 式 会 社 ス ク ー パ ー  
代 表 取 締 役 野 村 明 司
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
都 筑 区 中 川 一 丁 目 28 番 の 25 か ら 28 番 の 27 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 765 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 3 年 3 月 26 日 第 2020 開 817 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
旭 区 二 俣 川 2 丁 目 21 番 地 の 1  
津 久 見 建 設 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 鷲 原 浩
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
旭 区 白 根 四 丁 目 382 番 の 1 、 382 番 の 10 の 一 部 、 382 番 の 11 か  
ら 382 番 の 16 ま で 、 382 番 の 17 の 一 部 、 384 番 の 15 か ら 384 番 の  
17 ま で 、 384 番 の 36 、 384 番 の 37 及 び 386 番 の 8 の 一 部

## 横 浜 市 公 告 第 766 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 3 年 4 月 8 日 第 2020 開 903 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
横 須 賀 市 日 の 出 町 1 丁 目 7 番 地  
株 式 会 社 ベ ル テ ッ ク ス  
代 表 取 締 役 武 田 哲
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
磯 子 区 森 五 丁 目 1,297 番 の 1 、 1,297 番 の 22 か ら 1,297 番 の 27  
ま で 、 1,300 番 の 6 、 1,300 番 の 7 、 1,300 番 の 19 及 び 1,300 番  
の 20

## 横 浜 市 公 告 第 767 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 3 年 5 月 27 日 第 2021 開 1301 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
戸 塚 区 東 俣 野 町 1,207 番 地 の 3  
株 式 会 社 幸 都  
代 表 取 締 役 河 原 正 隆
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
戸 塚 区 小 雀 町 1,976 番 の 1 、 1,976 番 の 3 から 1,976 番 の 8 ま  
で 、 1,978 番 の 3 から 1,978 番 の 6 ま で 、 1,978 番 の 8 、 1,978  
番 の 10 、 1,978 番 の 11 及 び 1,978 番 の 13

## 横 浜 市 公 告 第 768 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 3 年 6 月 15 日 第 2021 開 1702 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
青 葉 区 新 石 川 二 丁 目 4 番 地 の 12  
さ くら 地 所 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 大 須 賀 幹 雄
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
青 葉 区 大 場 町 388 番 の 1 、 388 番 の 37 及 び 388 番 の 38

## 横 浜 市 公 告 第 769 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 3 年 6 月 16 日 第 2021 開 1703 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
西 区 み な と み ら い 三 丁 目 7 番 1 号  
積 水 ハ ウ ス 株 式 会 社 神 奈 川 東 支 店  
支 店 長 伊 丸 和 宏
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
青 葉 区 美 し が 丘 二 丁 目 33 番 の 1 及 び 33 番 の 8 から 33 番 の 14 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 770 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 3 年 7 月 7 日 第 2021 開 1706 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
青 葉 区 市 ヶ 尾 町 1,162 番 地 の 4  
株 式 会 社 ピ ー ア イ コ ー ポ レ ー シ ョ ン  
代 表 取 締 役 折 田 浩 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
青 葉 区 松 風 台 46 番 の 12 及 び 46 番 の 44 か ら 46 番 の 47 ま で

横 浜 市 公 告 第 771 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 3 年 8 月 20 日 第 2021 開 1405 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
瀬 谷 区 相 沢 一 丁 目 4 番 地 の 1  
株 式 会 社 真 和 産 業  
代 表 取 締 役 川 口 俊 彦
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
瀬 谷 区 上 瀬 谷 町 17 番 の 5 、 17 番 の 18 か ら 17 番 の 20 ま で 、 17 番 の  
21 の 一 部 、 17 番 の 22 、 18 番 の 17 、 18 番 の 41 、 18 番 の 44 及 び 18 番 の  
45



## 横 浜 市 公 告 第 772 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 3 年 10 月 8 日 第 2021 開 1111 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
港 北 区 大 倉 山 二 丁 目 3 番 5 号  
有 限 会 社 な か ご う  
取 締 役 漆 原 誠
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 大 豆 戸 町 1,034 番 の 1 の 一 部

## 横 浜 市 公 告 第 773 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号  
第 2021 ・ 8 ・ 5 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 3 年 12 月 6 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
5.00 m
- 5 指 定 の 場 所  
旭 区 中 沢 一 丁 目 45 番 の 41
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 浜 建 設  
代 表 取 締 役 塚 本 祥

## 横 浜 市 公 告 第 774 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号  
第 2021 ・ 11 ・ 9 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 3 年 12 月 3 日
- 3 道 路 の 幅 員  
6.00 m
- 4 道 路 の 延 長  
28.73 m
- 5 指 定 の 場 所  
港 北 区 大 倉 山 一 丁 目 69 番 の 7
- 6 申 請 者 の 氏 名  
前 川 壽 久

## 横 浜 市 公 告 第 775 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号  
第 2021 ・ 13 ・ 4 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 3 年 11 月 25 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
17.28 m
- 5 指 定 の 場 所  
戸 塚 区 名 瀬 町 254 番 の 9
- 6 申 請 者 の 氏 名  
イ デ ア コ ン サ ル タ ン ト 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 石 川 望

## 横 浜 市 公 告 第 776 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号  
第 2021 ・ 16 ・ 3 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 3 年 11 月 30 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
19.96 m
- 5 指 定 の 場 所  
泉 区 白 百 合 二 丁 目 880 番 の 1
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 横 浜 建 物  
代 表 取 締 役 小 林 東 太 郎

## 横 浜 市 公 告 第 777 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 40 ・ 144 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 3 年 11 月 18 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
8.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
50.00 m
- 5 廃 止 の 場 所  
旭 区 市 沢 町 885 番 の 28 地 先 か ら 885 番 の 35 地 先 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 778 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 60 ・ 8 ・ 24 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 3 年 12 月 6 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
5.00 m
- 5 廃 止 の 場 所  
旭 区 中 沢 一 丁 目 45 番 の 94 及 び 45 番 の 95

## 横 浜 市 公 告 第 779 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 38 ・ 88 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 3 年 12 月 1 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
6.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
85.08 m
- 5 廃 止 の 場 所  
港 北 区 篠 原 町 1,487 番 の 57 地 先 から 1,494 番 の 1 地 先 まで



---

達

---

達 第 29 号

庁 中 一 般

事 務 所 等 に お い て 常 時 必 要 と す る 経 費 の 指 定 に 関 す る 規 程 ( 昭 和  
24 年 1 月 達 第 1 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 1 条 に 次 の よ う に 加 え る 。

(13) 金 融 機 関 に 対 し て 支 払 う 手 数 料  
附 則

こ の 達 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

---

区 公 告

---

青葉区公告第127号（令和3年11月25日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和3年11月25日

横浜市青葉区長 小 澤 明 夫

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 31 - 08 浜 横 浜	平成27年10月8日

都 筑 区 公 告 第 79 号 ( 令 和 3 年 12 月 6 日 掲 示 済 )

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は 、 失 効 し た の で 公 告 す る 。

令 和 3 年 12 月 6 日

横 浜 市 都 筑 区 長 佐 藤 友 也

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 番 号	失 効 年 月 日
横 27 - 56 浜 横 浜	平 成 29 年 7 月 10 日
横 31 - 11 浜 横 浜	平 成 29 年 7 月 15 日
横 25 - 51 浜 横 浜	平 成 29 年 8 月 9 日
横 29 - 71 浜 横 浜	平 成 29 年 8 月 15 日
横 27 - 37 浜 横 浜	平 成 29 年 8 月 26 日
横 21 - 80 浜 横 浜	平 成 30 年 2 月 26 日
横 27 - 51 浜 横 浜	平 成 30 年 3 月 1 日
横 36 - 57 浜 横 浜	平 成 30 年 3 月 3 日
横 21 - 91 浜 横 浜	平 成 30 年 3 月 20 日
横 27 - 50 浜 横 浜	平 成 30 年 3 月 24 日

横 17 - 85 浜 横浜	平成 30 年 3 月 26 日
横 29 - 53 浜 横浜	平成 30 年 3 月 27 日
横 27 - 60 浜 横浜	平成 30 年 3 月 28 日
横 27 - 70 浜 横浜	平成 30 年 4 月 25 日
横 37 - 86 浜 横浜	平成 30 年 5 月 11 日
横 36 - 58 浜 横浜	平成 30 年 5 月 12 日
横 21 - 72 浜 横浜	平成 30 年 6 月 30 日
横 31 - 23 浜 横浜	平成 30 年 7 月 25 日
横 37 - 89 浜 横浜	令和 3 年 2 月 25 日
横 34 - 86 浜 横浜	令和 3 年 6 月 8 日
横 38 - 66 浜 横浜	令和 3 年 8 月 16 日
横 21 - 78 浜 横浜	令和 3 年 12 月 6 日

横 30 - 64 浜 横浜	令 和 3 年 12 月 6 日
-------------------------	------------------

緑区公告第85号

市有財産への自動販売機設置に関する一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年12月15日

契約事務受任者

横浜市緑区長 岡田 展生

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有財産への飲料、食品自動販売機の設置

(2) 物件の所在等

物件番号	所在	施設名	貸付面積 ( m <sup>2</sup> )
03-81-001 ( 3 台 )	緑区寺山町 118 番地	緑区総合庁舎	4.00

(3) 最低貸付料（消費税別途）

年額 111,600 円

(4) 貸付期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

(5) 入札に付する条件

市有財産への飲料、食品自動販売機設置事業者募集要領による。

2 入札参加資格者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱（以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。または、横浜市指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、指名停止措置要綱別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。

(3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。

(4) 本要領記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件（入札物件）に飲料、食品等を販売する自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」（以下「飲料、食品自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。

(5) 令和元年度及び令和2年度において、飲料、食品自動販売機設置運営事業の実績を有していること。

- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
  - (7) 市有財産への飲料、食品自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
- 3 市有財産への飲料、食品自動販売機設置事業者募集要領の交付
- (1) 交付期間  
令和3年12月15日から令和4年1月7日まで（ただし、日曜日、土曜日、祝日及び年末年始を除く。）
  - (2) 交付時間  
午前8時45分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）
  - (3) 交付場所  
緑区寺山町 118 番地  
横浜市緑区総務部総務課（横浜市緑区役所 4階 43番）  
電話 045(930)2207  
※横浜市ホームページ「入札・契約」情報（次のアドレス）からダウンロードも可能である。  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2022/sonota/midori/r4midorikuttyosha.html>
- 4 入札参加申込の受付
- (1) 受付期間  
令和3年12月15日から令和4年1月7日まで（ただし、日曜日、土曜日、祝日及び年末年始を除く。）
  - (2) 受付時間  
午前8時45分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）
  - (3) 受付場所  
緑区寺山町 118 番地  
横浜市緑区総務部総務課（横浜市緑区役所 4階 43番）  
電話 045(930)2207
- 5 入札日時及び場所  
令和4年1月18日 午前11時  
緑区寺山町 118 番地  
横浜市緑区役所 3階 会議室 3B
- 6 入札保証金  
免除
- 7 次の入札は無効とする。
- (1) 第2項の資格条件を満たさない者が行った入札
  - (2) 市有財産への飲料、食品自動販売機設置事業者募集要領にお

- ける入札要領第7条に定める入札
- 8 契約書作成の要否
- 横浜市が定める賃貸借契約書による契約書の作成を要する。



市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第40号

直接請求に必要な選挙権を有する者の数

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項、同条第11項、第5条第1項及び同条第15項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数、6分の1の数、3分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和3年12月15日

横浜市選挙管理委員会

委員長 菅野 義 矩

50分の1の数	62,763人
6分の1の数	523,024人
3分の1の数	1,046,047人
選挙区ごとの3分の1の数	
鶴見区	79,940人
神奈川区	67,678人
西区	28,717人
中区	40,202人
南区	55,661人
港南区	61,120人
保土ヶ谷区	57,713人
旭区	69,416人
磯子区	46,711人
金沢区	55,825人
港北区	98,335人
緑区	50,331人
青葉区	86,283人
都筑区	57,791人
戸塚区	78,450人
栄区	34,398人
泉区	42,967人
瀬谷区	34,513人

総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1

1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数  
492,268 人

---

区選挙管理委員会

---

鶴見区選挙管理委員会告示第27号

委員の補欠

令和3年11月6日日本委員会委員鈴木憲三が死亡したので、令和3年12月1日日本委員会委員に次の者を補欠した。

令和3年12月15日

横浜市鶴見区選挙管理委員会  
委員長 木村 泰一郎

兼 子 彰

鶴見区選挙管理委員会告示第28号

委員長等の氏名

令和3年12月1日次の者が、本委員会委員長職務代理者に就任した。

令和3年12月15日

横浜市鶴見区選挙管理委員会  
委員長 木村 泰一郎

委員長職務代理者  
古 宿 正 雄

港北区選挙管理委員会告示第28号

委員長等の氏名

令和3年12月2日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和3年12月15日

横浜市港北区選挙管理委員会  
委員長 尾崎 あづさ

委員長

尾崎 あづさ

委員長職務代理者

鈴木 光男

緑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 26 号

委 員 長 等 の 氏 名

令 和 3 年 12 月 2 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理  
者 に 就 任 し た 。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 緑 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 齋 藤 純 男

委 員 長

齋 藤 純 男

委 員 長 職 務 代 理 者

河 合 正 紹

青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 26 号

委 員 長 等 の 氏 名

令 和 3 年 12 月 2 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理 者 に 就 任 し た 。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 谷 本 要

委 員 長

谷 本 要

委 員 長 職 務 代 理 者

鈴 木 清 秀

都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 28 号

委 員 長 等 の 氏 名

令 和 3 年 12 月 2 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理  
者 に 就 任 し た 。

令 和 3 年 12 月 15 日

横 浜 市 都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 阿 部 文 夫

委 員 長

阿 部 文 夫

委 員 長 職 務 代 理 者

栗 原 靖



---

## 職 員 共 済 組 合

---

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 公 告 第 15 号 ( 令 和 3 年 11 月 30 日 掲 示 済 )

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 理 事 の 就 職

令 和 3 年 12 月 1 日 執 行 の 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 理 事 選 挙 に つ い て 、  
立 候 補 者 が 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 定 款 第 25 条 に 定 め る 定 数 を 超 え な い  
た め 、 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 役 員 選 挙 規 程 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ  
き 、 次 の 者 が 理 事 に 就 職 し た の で 、 地 方 公 務 員 等 共 済 組 合 法 第 14 条  
第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 公 告 す る 。

令 和 3 年 11 月 30 日

横 浜 市 職 員 共 済 組 合

理 事 長 平 原 敏 英

1 就 職 年 月 日

令 和 3 年 12 月 1 日

2 就 職 者 の 所 属 及 び 氏 名

互 選 理 事

横 浜 市 南 区 南 土 木 事 務 所

水 野

博

横 浜 市 資 源 循 環 局 適 正 処 理 計 画 部 鶴 見 工 場

高 橋

雄

二

その他

電子署名に用いる証明書

横浜市議会事務局行政文書取扱要綱（平成12年6月21日制定）第22条第1項により電子署名を行うため、次の証明書を使用する。

令和3年12月15日

横浜市会議長 清水 富雄

横浜市議会局長（議員税申告事務専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = Yokohamashikaigikaikyokuchogiinzeishinkokujimusenyo OU = Somuka OU = Shikaijimubu OU = Gikaikyoku OU = Yokohama City L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年12月15日
有効期限	令和8年11月15日
シリアル番号	5b 87 38 86
フィンガープリント	7e 75 c3 7f 99 ea 75 d0 cc 9f 69 be 62 4f 86 f1 85 9b 5d fc

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。